

3. 非常用停止表示板（三角）2枚、非常用信号灯用具（発炎筒、赤色灯等）、牽引用ロープ、OK/SOSマーク（A3）2枚、救急用品を携行していること。
非常用停止表示板（三角）及びOK/SOSマークは、クルーが着座した状態で工具を使用することなく取り出せる場所に設置すること。
4. （略）
5. 2025 JMRC 中部・・・
6. ホイールは下記の最大直径および最大幅を超えていないこと。
DE-1 最大直径18インチ 最大幅8.5インチ
DE-2 最大直径18インチ 最大幅7.5インチ
DE-5 最大直径18インチ 最大幅7.0インチ
DE-6 最大直径18インチ 最大幅7.0インチ
チャレンジクラスに関しては同一車両型式のカタログに記載されているホイールサイズが上記を超える場合はカタログに記載されているホイールサイズを最大値とする。
7. 各クラスで使用されるタイヤは、以下に記載の最大幅（タイヤに刻印されたサイズ）を超えていないこと。
DE-1 最大幅245ミリ
DE-2 最大幅225ミリ
DE-5 最大幅215ミリ
DE-6 最大幅215ミリ
チャレンジクラスに関しては、同一車両型式のカタログに記載されているタイヤサイズが上記を超える場合はカタログに記載されているタイヤサイズを最大値とする
8. ～10. （略）

第17条 クラス区分

1) DE-6クラス

- ・気筒容積が1500cc以下のRPNまたはRF車両（ATに限定）。なお、RPN車両については、同一車両型式の最も古いJAF登録年が2006年1月1日以降の車両のみ参加が認められる。
- ・気筒容積が2500cc以下のAE車両

第18条 参加資格

1. JMRC中部ラリーチャンピオンシリーズ
1)～3) （略）

3. 非常用停止表示板（三角）2枚、赤色灯、非常用信号灯（発炎筒）、牽引用ロープ、OK/SOSマーク（A3）2枚、救急用品を携行していること。
非常用停止表示板（三角）及びOK/SOSマークは、クルーが着座した状態で工具を使用することなく取り出せる場所に設置すること。
4. （略）
5. 2024 JMRC 中部・・・
6. DE-1クラスで使用されるタイヤは、最大幅245ミリ（タイヤに刻印されたサイズ）の最大幅を超えていないこと。
※2025年全日本ラリー選手権規則の見直し実施に伴い、2025年DE-1クラスのホイールおよびタイヤサイズの変更を実施する。
7. ～9. （略）

第17条 クラス区分

1) DE-6クラス

- ・気筒容積が1500cc以下のRPNまたはRF車両（ATに限定）。なお、RPN車両については、同一車両型式の最も古いJAF登録年が2006年1月1日以降の車両のみ参加が認められる。
- ・~~AE車両（気筒容積別区分なし）。~~

第18条 参加資格

1. JMRC中部ラリーチャンピオンシリーズ
1)～3) （略）
~~4) JAF登録クラブ員で、かつ所属クラブ代表者が責任を持てる~~

<p>2. JMRC中部ラリーチャレンジシリーズ 上記1. 1) ~ 3) に、<u>下記を追記する。</u> (略)</p> <p><u>3. 参加資格について疑義がある場合は、その証明責任は参加者にあるものとする。</u></p> <p>第19条 参加受理 1. (略) 2. オーガナイザーは、理由を示すことなく参加拒否する権限がある。 <u>ただし、国内競技規則4-19に順ずる。</u> 3. ~6. (略)</p> <p>第20条 (略)</p>	<p>者。但し、地方選手権クラスのみ参加の場合、このかぎりではない。</p> <p>2. JMRC中部ラリーチャレンジシリーズ (略) 上記1. 1) ~ 4) に、下記1) ~ 4)を追記する。 1) (略) 2) JMRC中部加盟クラブ員であり、かつ各クラブ代表者が責任を持てる者であること。 3) 上記1) および2) 以外の者においても、所属する地域クラブ協議会の共済会もしくはそれに準ずる制度に加入していることを条件に、主催者の判断により参加を認める。但しその場合、上記1) に該当しない者を含むクルーは賞典外とし、ポイントを獲得することはできない。 4) 参加資格について疑義がある場合は、その証明責任は参加者にあるものとする。</p> <p>第19条 参加受理 1. (略) 2. オーガナイザーは、理由を示すことなく参加拒否する権限がある。 3. ~6. (略)</p> <p>第20条 (略)</p>
<p>第4章 競技に関する基準規則 第21条 競技会受付 (参加確認) 1. 競技会受付では、… (略) 2. <u>競技運転者許可証の裏面の署名、JMRC中部シリーズに参戦者は、JMRC中部登録印の押印がされていること。</u></p>	<p>第4章 競技に関する基準規則 第21条 競技会受付 (参加確認) 競技会受付では、… (略)</p>
<p>第5章 抗議 (略)</p>	<p>第5章 抗議 (略)</p>
<p>第6章 競技会の延期、中止、または短縮 (略)</p>	<p>第6章 競技会の延期、中止、または短縮 (略)</p>
<p>第7章 損害の補償 (略)</p>	<p>第7章 損害の補償 (略)</p>
<p>第8章 規則の解釈および施行 (略) 第29条 本共通規則の解釈 (略) 第30条 罰則 1. ラリー競技開催規定細則「スペシャルステージラリー開催規定」第</p>	<p>第8章 規則の解釈および施行 (略) 第29条 本共通規則の解釈 (略) 第30条 罰則 1. ラリー競技開催規定細則「スペシャルステージラリー開催規定」第</p>

30条に従う。

2. ~3. (略)

4. レッキ中の事故・違反・暴走行為に対し競技会審査委員会の裁定により、失格を上限とする罰則が適用される。

第31条 本規則の施行ならびに記載されていない事項 (略)

~~28~~条に従う。

2. ~3. (略)

4. レッキ中の事故・違反・暴走行為に対し競技会審査委員会の裁定により、失格またはタイムペナルティ60秒を上限とする罰則が適用される。

第31条 本規則の施行ならびに記載されていない事項 (略)